

知っておきたい年金のこと

国民年金の切り替えの届出(3号から1号へ)が2年以上遅れたことがある方は、今すぐ手続きしてください

原則として20歳から60歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員(2号被保険者)に扶養されている配偶者(3号被保険者。以下「専業主婦・主夫」)は、保険料を納める必要はありません。ただし、第2号被保険者が退職した場合や、専業主婦・主夫自身の年収が増えたときなどは、届出(3号被保険者から1号被保険者への変更届)をし、保険料を納めなくてはなりません。この届出が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

手続きをすれば、無年金や年金の減額を防ぐことができます
無年金から年金受給に!

年金を受け取るためには、一定の「受給資格期間」(保険料を納めている期間など)が必要です。

★老齢基礎年金↓25年以上の「保険料

を納めている期間など」があること
★障害・遺族基礎年金↓加入期間の2/3以上が「保険料を納めている期間など」であることなど

手続きをすれば、「未納期間」が「受給資格期間」に算入できるようになりますので、老齢年金だけでなく、万一の時の障害・遺族基礎年金の受給権確保につながります。

※障害・遺族基礎年金の「受給資格期間」については、特例措置がありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。万一に備えて手続きはお早目にお願ひします。

保険料納付で年金額アップ!

手続きをすれば、本来はさかのぼって払うことができなかった期間の保険料を納付することができますようになります(最大10年分)。保険料を納めれば、年金額は増えます。

※平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続きをした方に、平成27年4月に向けて保険料納付のご案内を郵送する予定です。

詳しくは、旭川年金事務所(0166-27-1611)または保健福祉課戸籍担当までお問い合わせください。



保健福祉課戸籍担当
電話 56-2123

現況届けを忘れずに!

◆児童扶養手当◆

次の要件に該当する児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。(※児童とは、18歳未満または、20歳未満で一定以上の障がいのある方)

【児童の要件】

- 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- 父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- 父または母が重度の障がいにある児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童

【支給制限】

- 児童が施設に入所しているとき
- 受給者または児童が公的年金を受けているとき
- 前年分の所得が一定額以上ある場合 など

◆特別児童扶養手当◆

一定以上の障がいのある児童(20歳未満)を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

【支給制限】

- 前年分の所得が一定額以上ある場合
- 児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき
- 児童が施設に入所しているとき

■お問い合わせ

保健福祉課 戸籍担当
電話 56-2123



8月中に現況届けを出さないと8月分からの手当を受けることができなくなることがありますので、ご注意ください。

産業建設課土木下水道担当からのお知らせ

下水道に汚水を流すときは、次のことを個人個人が十分に注意して使用しましょう。

- 水洗トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さない。
- 台所では残飯などを流さない。
- 天ぷら油などの廃油を流さない。

■お問い合わせ

産業建設課 土木下水道担当
電話56-2172



消防団員募集!! 詳細は庶務係まで 電話56・2119

第43回

富良野地区分会消防総合訓練大会



平成25年6月30日(日)晴天に恵まれた中、富良野広域管内の消防職・団員、来賓等合わせ約260名が参集し、日頃の訓練成果を披露する大会が、占冠村総合グラウンドにおいて開催されました。

活動する上で大切な連帯感を身につけるための小隊訓練、火を迅速に消せるようになるための消防操法応用訓練が行われ、訓練の成果をいかに発揮されました。

模擬火災訓練では、各消防隊の連携活動が迅速に行われ、各消防隊により放水が開始。さらに、屈折はしご車による放水も行われ、実戦に即した訓練が実施されました。

占冠消防団、職員共々今後も協力し、皆様の安全、平和な生活を守っていきます。



救急出場状況 (6月分)

急病	3件	(3人)
交通事故	1件	(1人)
一般負傷	4件	(3人)
その他	2件	(2人)
6月計	10件	(9人)
累計	78件	(72人)

※ ()内は搬送人員

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

プロドライバーでも油断禁物!

信号や一時停止の標識がある交差点では

- 信号、標識をしっかり確認!
- 赤信号、一時停止は確実に止まる!

- 発進前、確実に左右を確認!
- 信号が青でも、歩行者・自転車の動きに十分注意!
- ※慣れた道でも油断しない!

夏の交通事故防止ポイント

- 休日、郊外でスピード出し過ぎの事故
- 夜7時から9時の高齢歩行者被害の事故
- 暑さからのうっかり・ぼんやり・居眠り事故が多発する傾向にあります!

【運転者の皆さんへ】

- 交差点では安全確認をしっかり行い、青信号でも横断する歩行者や自転車に注意しましょう。

- 安全なスピードを保ち、眠気を感じたら休憩しましょう。

【歩行者・自転車の皆さんへ】

- 道路を横断するときは横断歩道を利用し、押しボタンは確実に押して渡りましょう。

交通安全 SAFTY DRIVE

村民の願いです ゼロ
続けよう交通事故死 0 の日
平成19年2月21日から

2342日

SS 平成25年7月20日現在

上川管内交通事故発生状況 (平成25年7月9日現在)

発生数		前年対比
人身事故	260件	-50件
死者	2人	-1人
傷者	312人	-78人

※交通事故は、決して他人事ではありません。

● 自転車も信号や一時停止の交通ルールを守りましょう。見通しの悪い交差点は、確実に止まって左右を確認しましょう。
誰もが当事者になる危険性があります。スピードダウン・シートベルト全席着用・安全確認・体調管理、ルールを守って交通事故防止に努めましょう!